

No.	質 問	回 答
1	食品販売は1品目だけ？	<p>焼く・煮込むなど、会場で調理が必要な食品は1品目です。</p> <p>キッチンカーは許可に応じた品目数の販売が可能です。</p> <p>調理場で調理した食品を包装し、提供する包装品は品目数の制限がありません。</p>
2	包装品は誰でも製造・販売できますか？	<p>製造する場合は、製造品目に応じた食品営業許可が必要です。</p> <p>仕入れて販売する場合は、保健所に届け出が必要な場合があります。</p> <p>包装品には食品表示が必要です。</p>
3	包装品はどの様に包装するの？	<p>フードパックに入れて蓋をしてテープで留める、ビニール袋に入れてテープで留めるなど、埃が入らないような容器であれば問題ありません。</p>
4	包装品の食品表示について、商品に貼らないで購入者に手渡しでもいいでしょうか？	<p>テープで貼るなどしてください。</p>
5	テント販売で唐揚げとポテトを一緒に調理して、同じ皿で提供するの？	<p><u>テント販売</u>では別々の品目としてカウントします。</p> <p>屋台・露店の食品営業許可は1出店者1品目のみのため、これに準じています。</p>
6	既製品を開封して提供する場合は？	<p>調理食品に該当します。</p>
7	テント販売でラーメンにチャーシュー・コーン・メンマ等をトッピングして提供できますか？	<p>テントで販売できる調理食品は調理工程が1工程で完了するものに限りです。</p> <p>左記の場合は、①煮込む②トッピング③トッピング具材の調理の1工程以上になるので提供できません。</p> <p>鍋に麺と具材を一緒に煮込めば、1工程のため、提供が可能です。</p>